

## 島根2号機 新規制基準適合に係る使用前事業者検査の機器情報等について

### 1. はじめに

島根2号機の新規制基準適合に係る使用前事業者検査（以下「使事検」という。）において、使事検対象の機器情報等を提示させていただいた後、チーム検査対象を選定されるものと考えており、必要となる機器情報等の考え方について以下のとおり整理した。

### 2. チーム検査対象の選定に必要な機器情報等の考え方について

使事検対象機器毎に、以下の機器情報を整理する。

- ① 安全重要度が高い機器
- ② 安全対策工事対象設備（可搬型設備・既設改造設備含む）
- ③ 既設の設計条件が変更となった設備（S A圧力がD B試験圧力を超える設備）
- ④ 設工認審査の主な説明事項として説明した設備※

※設工認審査の主な説明事項として説明した設備の例

- ・原子炉建物燃料取替階ブローアウトパネル閉止装置
  - ・煙感知器、熱感知器、炎感知器
  - ・屋外仕様熱感知カメラ（赤外線）
  - ・防波壁
  - ・地下水位低下設備
  - ・抑止杭
- 等

以 上